

高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWA T）の概要

1. 災害派遣福祉チームとは

大規模災害発生時に、被災地の市町村等からの要請に基づき、一般の避難所で専門知識を活かして、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要配慮者に対する支援を行うチーム

2. 災害派遣福祉チームの概要

（1）構成員

- ・ 社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士等の福祉専門職
- ・ 1チーム4～6名で構成
- ・ 業務経験3年以上
- ・ 県が実施する養成研修（1日）を修了した者

（2）活動内容

①福祉避難所への誘導

災害時要配慮者へのスクリーニングを行い、一般の避難所で必要な支援を行うことが困難な者がいる場合に、福祉避難所等への誘導を行う。

②災害時要配慮者へのアセスメント

災害時要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、要介護度、病歴、服薬の状態その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施する。

③相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、災害時要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、一般の避難所等に相談スペースを設置することなどにより、必要な相談支援を行う。

④日常生活上の支援

生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行う。

⑤一般の避難所の環境整備

良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車椅子の通路の確保、段差の解消、子どものリフレッシュのためのキッズスペースの設置等、必要な環境整備を行う。

（3）活動期間

原則移動日を含め7日間

（4）活動場所

市町村が小学校等に設置した一般の避難所

(5) 派遣基準

- ① 県内で災害救助法が適用され又は適用される可能性がある程度の災害が発生した場合で、県がチームを派遣する必要があると認めたとき。
- ② 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にチームの派遣要請があったとき。

3. チーム員登録までの流れ

- (1) チーム員の派遣に関する協定締結（県⇔協力団体）
- (2) チーム員候補者の推薦（協力施設→協力団体→事務局）
- (3) 県主催の養成研修受講（チーム員候補者）
- (4) チーム員の登録・管理（県・事務局）

4. 派遣までの流れ

- (1) 派遣要請受付（被災市町村等→県）
- (2) 派遣の決定（県）
- (3) チーム員の派遣調整（事務局）
- (4) チーム編成（事務局）
- (5) 一般の避難所へ派遣（チーム員）